

私鉄総連北海道地方労働組合 執行委員長 加藤 裕幸から、令和5年（2023年）10月23日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。

令和5年（2023年）10月24日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 事 件 2023年度暖房手当闘争における「暖房手当」の要求実現
- 2 日 時 2023年11月3日 午前0時以降本件の完全解決まで
- 3 場 所 次の会社の経営する路線及び、これに関するその他の全職場
道南バス株式会社、株式会社じょうてつ、函館バス株式会社、
道北バス株式会社、旭川電気軌道株式会社、北海道北見バス株式
会社、北都交通株式会社、くしろバス株式会社、宗谷バス株式
会社、阿寒バス株式会社、網走バス株式会社、北海道拓殖バス株式
会社、夕張鉄道株式会社、ふらのバス株式会社、根室交通株式
会社、北紋バス株式会社、斜里バス株式会社、名士バス株式
会社、士別軌道株式会社、てんてつバス株式会社
- 4 概 要 前項にいう場所の全体にわたりあらゆる形の争議行為並びに、
これに対する妨害排除のための争議行為を単独または併用して実
施する。